

認定 NPO 法人日本ポータージ協会

ポータージ相談員関連規程集



2022 年 7 月

まえがき

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会『相談員関連規程集』について

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会は、ポーテージプログラム（総称）を用いて、「地域のどこに住んでいても気軽に早期からの発達相談が受けられるシステム」を構築するために 1985 年に設立され、2025 年には創立 40 周年を迎えようとしております。

この間に全国各地で結成された支部は、2022 年 6 月現在で 48 支部を数え、それぞれの支部が地域の拠点として、地域の実情に合わせてポーテージ発達相談等の活動を自主的に展開しています。

2020 年 4 月には、新型コロナ禍のなかにもかわらず、リニューアル版『ポーテージ早期教育プログラム-0 歳から家庭でできる発達支援ガイド』を刊行いたしました。現在では『インクルージョン保育のためのグループ指導カリキュラム』の改訂についても、プロジェクトを組織して始動いたしました。

こうしたなかで 2022 年度からは、新たに策定した「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会中期計画(2022-2025)」を基盤に、日本ポーテージ協会の活動・事業が動き出しています。

近年では、旧来の教育分野に加えて、福祉分野で児童発達支援に係わる団体や支援員の方々のご利用がしだいに増えています。発達が気になりな子どもの早期からの発達支援や相談活動に携わる皆様が、ポーテージ発達相談等の活動が円滑に進められるように、この度改めてポーテージ発達相談等に関連する規程の総点検を行い、情勢の変化に合わせて、いくつかの規程及び実施細則を新たに策定するとともに、これまでの規程及び実施細則の改正を行い、また申請・報告等の様式を整備し、ここにそれらを『相談員関連規程集』として集約いたしました。

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会の活動に関わるすべての皆様におきまして、適宜にご活用くださいますようお願い申し上げます。

2022 年 7 月 1 日

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会
会長 清水 直治

目 次

<認定NPO法人日本ポーターゲージ協会の相談に関する事業規程>

1 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会ポーターゲージ相談Q&A		1
2 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会ポーターゲージ相談員倫理綱領		5
3 「個人情報保護法」への準拠対応について		7
4 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会相談事業規程		9
5 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会スーパーバイジング事業規程		11

<契約相談員関連>

6 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会契約相談員に関する規程		13
---------------------------------	-------	----

<認定相談員関連>

7 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会認定相談員に関する規程		15
8 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則		17

<認定スーパーバイザー関連>

9 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーに関する規程		22
10 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則		25
11 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則		27

<ポーターゲージ相談を行う団体関連>

12 認定NPO法人日本ポーターゲージ協会ポーターゲージ相談を行う団体に関する規程		29
---	-------	----

<様式集>

<初級セミナー参加要件>

- ①会員・非会員を問わない
- ②ポータージプログラムに関する基礎的な理論や実技を学びたい方

<中級セミナー参加要件>

- ①会員であること（正会員・執行会員であること、あるいは所属する団体が団体会員であること）
- ②1 事例の報告を行う（事例は 6ヶ月以上指導したものが望ましい）

<認定相談員申請要件>

- ①執行会員であること
- ②中級セミナー受講後 1 年以上が経過していること
- ③2 事例の報告を行う（各事例は 6ヶ月以上指導したもの）

資格審査後、理事会にて承認

<認定スーパーバイザー申請条件>

- ①執行会員であること
- ②認定相談員の資格取得後 5 年以上が経過し 1 回の更新を経て、豊富な相談等の経験があること
- ③認定スーパーバイザー会議で推薦を受けていること

資格審査後、理事会にて承認

「受講修了証」交付

認定相談員・認定スーパーバイザーの助言・指導を受けながら、有料でポータージ相談を行うことができる

要 件

- ①A,B の契約相談員は、3 年に 1 回以上認定相談員事例研究会に参加することが求められる
- ②A,B の契約相談員は、助言を受ける認定スーパーバイザーまたは認定相談員の「スーパーバイズ同意書」を提出し、半年に 1 度以上助言・指導を受けること

A：「初級セミナー受講修了証」を有する相談員

B：「中級セミナー受講修了証」を有する相談員

「資格認定証」交付

単独でポータージ相談を行うことができる

要 件

- ①5 年に 1 度以上認定相談員事例研究会に参加して事例発表すること、さらに認定相談員事例研究会あるいは本協会が指定する研修会のいずれかに 1 回以上参加することが求められる
- ②更新のためには 5 年ごとに手続きをすることが求められる

C：「認定相談員」

「資格認定証」交付

規程にある業務を行うことができる

要 件

- ①「活動報告書」を提出することが求められる
- ②更新のためには 5 年ごとに手続きをすることが求められる

「認定スーパーバイザー」（「認定相談員」の資格を同時に有する）

【ポータージ相談の委嘱の契約】

A,B,C の相談員と認定スーパーバイザーは、日本ポータージ協会とポータージ相談の委嘱に関する契約を締結し、ポータージ相談を行うことができる

要 件

- ①有料で相談を行う場合は、協会に相談料の一部を納入することが求められる
- ②契約の有効期限は 1 年として双方より申し出がない限り、1 年ごとに更新される
- ③A, B の相談員は認定相談員・認定スーパーバイザーの助言・指導を受けながら、ポータージ相談を行うことができる
- ④相談を続けるためには、A の相談員は、3 年以内に中級セミナー受講をすること、そして B の相談員は、3 年以内に認定相談員の資格を取得することが求められる

D：契約相談員

【スーパーバイジング事業の委嘱の契約】

認定相談員と認定スーパーバイザーは、日本ポータージ協会とスーパーバイジング事業の委嘱に関する契約を締結し、ポータージ相談のスーパーバイジングを行うことができる

ポータージ相談のスーパーバイジング事業の「委嘱状」交付

要 件

- ①有料でスーパーバイズを行う場合は、協会にスーパーバイジング料の一部を納入することが求められる
- ②契約の有効期限は 1 年として双方より申し出がない限り、1 年ごとに更新される
- ③C の相談員または「認定スーパーバイザー」であること

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談員

Q&A

Q1. ポーテージ相談員の資格について教えてください。

A1. NPO 法人日本ポーテージ協会（以後、本協会という）より、一定の手続きのもとで認定された相談員を「認定相談員」と呼んでいます。認定相談員は、認定スーパーバイザー等の助言・指導を受けることなく、自己の責任において独立して、『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談及び関連する業務を行うことができます。

「ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」（以後「初級研修セミナー」という）あるいは「ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー」（以後「中級研修セミナー」という）の受講修了証を有する人は、認定スーパーバイザーや認定相談員の助言・指導を受けながら、『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談及び関連する業務を行うことができます。助言・指導に当たる認定スーパーバイザーや認定相談員に関しては、本協会にお問い合わせください。（詳しくは ⇒ 「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会スーパーバイジング事業規程」 参照）

Q2. 認定相談員になるためにはどうすればよいか教えてください。

A2. 中級研修セミナーの受講修了証を取得後、一定の要件を満たせば認定相談員の資格を取得するための審査を請求することができます。なお、認定相談員資格認定のための審査委員会は原則として年 2 回（毎年 6 月および 12 月頃）開催されます。審査委員会の開催時期等については、『Portage Post』や本協会のホームページ等でお知らせしています。（詳しくは⇒ 「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程」 参照）

審査委員会で適格であるとされ、理事会で承認されることによって、認定相談員としての認定証が交付されます。

ポーテージ相談を行う方は、ぜひ認定相談員になるようお願いいたします。

Q3. 認定相談員の審査を請求できる要件とはどんなことですか？

A3. ①本協会の執行会員であること、②中級研修セミナーの受講修了証を取得後 1 年以上経過しており、その間に、『ポーテージ早期教育プログラム』を 6 カ月以上適用した臨床経験が 2 事例以上あることが求められます。（詳しくは⇒ 「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程」 参照）

Q4. 認定相談員の審査の内容について簡単に教えてください。

A4. 所定の様式にしたがって記載された内容（『ポーテージ早期教育プログラム』を用いた2事例の報告書、実施した課題分析や活動チャートなど）について、資格認定のための審査委員会が書類審査を行います。（詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」参照）

Q5. 認定相談員の認定を受ける場合は費用がかかりますか？

A5. 認定相談員の資格審査を受けて、審査委員会によって適格とされ、さらに理事会で承認されると、「認定相談員証」の交付とともに、資格認定料として10,000円を納入していただきます。また、5年ごとの更新の際には、資格更新認定料として5,000円を納入していただきます。

Q6. 認定相談員にはどんな義務や特典がありますか？

A6. 認定相談員は本協会の執行会員でなくてはなりません。
また認定相談員は、その資質の維持と向上のため、認定相談員資格の更新までの5年間に、本協会が主催する研修会などに参加しなくてはなりません。（詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」第3条、「認定相談員更新のための研修会について」参照）。これらの研修は認定相談員資格更新のための必修研修になっています。

認定相談員は、いまだ認定相談員の資格を持たないポーテージ相談員が行うポーテージ相談及び関連する業務において、助言・指導を行うことができます。そして、認定スーパーバイザーの資格を取得するための審査を請求することができます。

（詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程」「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会スーパーバイジング事業規程」、「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定スーパーバイザーに関する規程」参照）

Q7. 認定相談員の資格は一度取ればずっと有効ですか？

A7. いいえ。認定相談員の資格は5年ごとの更新が必要です。更新の申請は、資格取得後または前回の更新後5年間に本協会が定める必修研修を修了し、「認定相談員資格更新申請書」

（申請・様式7）に、この期間内のポーテージプログラムを用いた臨床活動報告1事例を添えて審査委員会に提出します。（詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」第3条参照）

Q8. 認定相談員の資格の更新の時期が来ましたが、家庭の事情で忙しく、更新の手続きができません。資格は取り消しになってしまうのでしょうか？

A8. 1年間の更新猶予の制度があります。「認定相談員資格更新猶予申請書」(申請・様式9)に理由を記入して審査委員会に提出してください。猶予期間は次の更新期間から差し引かれます。なお猶予申請は連続して2回までを限度とします。(詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」第5条参照)

Q9. 私は認定相談員ですが、職場が変わり、現在ポーテージ相談を行っていません。そのため、更新時期になりましたが「認定相談員資格更新申請書」に添える1事例の報告書を提出することができません。認定相談員の資格の更新はできますか。

A9. 更新していただけます。まず本協会が定めた必修研修を修了して下さい。「認定相談員資格更新申請書」(申請・様式7)の所定の欄にレポートを提出する理由を記入し、必修研修として参加した認定相談員事例研究会で協議された事項についてのレポートあるいはポーテージ相談に代わる実践報告等を添え、審査委員会に提出してください。審査委員会で審査します。(詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」第3条参照)

Q10. 契約相談員とは何ですか？

A10. 本協会は、ポーテージ相談を認定相談員に委嘱することによりポーテージ相談事業を行っています。このポーテージ相談事業の委嘱に関する契約を結んだ相談員を「契約相談員」と呼びます。契約成立後本協会から委嘱状を交付します。

契約相談員は有料(『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談を行うことに対する対価を被相談者(保護者)から受け取る場合)でポーテージ相談を行うことができます。逆に言えば有料でポーテージ相談を行う場合には本協会との契約が必要です。

初級研修セミナーの受講修了証を有する人、中級研修セミナーの受講修了証を有する人も契約相談員になれますが、必ずポーテージ相談認定スーパーバイザー、認定相談員の助言・指導の下にポーテージ相談を行ってください。また初級研修セミナーの受講修了証を有する人は3年以内に中級研修セミナーを受講すること、中級研修セミナーの受講修了証を有する人は3年以内に認定相談員の資格を取得することが求められます。

(詳しくは ⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会契約相談員に関する規程」参照)

Q11. 契約相談員にはどんな義務や特典がありますか？

A11. 契約相談員は本協会の執行会員でなくてはなりません。
また契約相談員は、1回のポーテージ相談を行うごとに一定額(現在は600円)を本協会に納

入していただきます。

特典としては、『ポーテージ早期教育プログラム』等に関する書籍や各種セミナーの参加費等の割引制度があります。(詳しくは⇒「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会契約相談員に関する規程」・「ポーテージ相談委嘱契約書」(契約・様式1)「契約相談員の特典について」「相談事業における料金等について」参照)

Q12. 児童発達支援事業に勤務しています。保護者の方の同意を得て 『ポーテージ早期教育プログラム』を、通園児に使用したいと考えています。保護者から私が直接相談料をいただくことはありません。「契約相談員」になる必要はありますか？

A12. ご質問の方のように、保育所や幼稚園、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどに勤務し、ポーテージ相談を行っても、その対価を直接得ることがない場合は、原則として「契約相談員」の契約を締結する必要はありません。

この場合でも、A1 にありますように、まだ認定相談員の資格を取得していない場合には、認定スーパーバイザーや認定相談員の助言・指導を受けることが必要です。助言・指導を受けながら、ぜひ認定相談員を目指してください。

Q13. 児童発達支援事業の業務として 『ポーテージ早期教育プログラム』を、使用したいと考えています。何か手続きが必要ですか？

A13. 保育所や幼稚園、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどの団体でポーテージプログラムを使用される場合は、本協会の団体会員であることが必要です。

団体会員には協会からポーテージ相談を行う認定相談員を派遣したり、スーパーバイズ契約を結び、団体会員の行うポーテージ相談及び関連する業務に助言・指導を行うこともできます。ご相談下さい。

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会ポーターゲージ相談員倫理綱領

平成 17 年 5 月 29 日施行

一般綱領

綱領 1 人間の尊厳に対する敬意・人権の遵守

日本ポーターゲージ協会は、すべての人間の尊厳に対して真摯に敬意を払い、その基本的人権を遵守し、これを侵さず、発達に遅れまたは偏りのある乳幼児や児童、及びその家族における人間の自由と幸福を追求する営みを尊重し、一人ひとりのニーズに応じた適切な療育支援活動、及びそれに関連する教育諸活動を行う。このために、日本ポーターゲージ協会の会員として療育支援活動や教育諸活動を行おうとする相談員は、それらの活動の対象者となる者（子ども自身及びその保護者等）に対して、最大限に個人の権利を尊重し、最も利益となるように働きかけ、個人のプライバシーや秘密の保持、自己決定や自律性に配慮する。それゆえに、ポーターゲージ相談員は、個人の権利や社会規範を蹂躪することなく、心理的あるいは身体的危害を与える恐れのある行動に従事したり、それを容認してはならない。

綱領 2 専門職としての責任と自覚

日本ポーターゲージ協会のポーターゲージ相談員は、ポーターゲージプログラムや早期療育に関する専門家としての自覚を持ち、自分の行動や発言に対する責任を負う義務を有する。自分の行っている療育支援活動や教育諸活動が、乳幼児や児童の発達と教育に影響を及ぼすことを自覚して、自分の活動が個人の心身の安全と健康を保障し、幸福と社会への貢献を意図したものでなければならない。また、自分が有する特定の専門領域における専門的能力の範囲とその限界を心得るなかで、その専門性を明確にしなければならない。それゆえに、ポーターゲージ相談員としての職務において、一人ひとりがその専門的な水準が維持できるように不断に研鑽を積み、資質と技術の向上に努めなければならない。それとともに、ポーターゲージ相談員は、同僚のポーターゲージ相談員が行っている療育支援活動や教育諸活動が、倫理に適っているかどうかを相互に監視しあい、ポーターゲージ相談員が非倫理的な行動をとることを回避したり、予防するように関与しなければならない。

このような一般綱領の理念にもとづき、以下の規定を設ける。

倫理規定

1、人権の尊重

日本ポーターゲージ協会のポーターゲージ相談員は、療育支援活動や教育諸活動の対象者となる者に対して、その尊厳を尊重しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵す行為をしてはならない。
- (2) 個人の自己決定や自律性を侵す行為をしてはならない。
- (3) 個人の権利や社会規範を蹂躪する行為をしてはならない。
- (4) 心理的あるいは身体的危害を与える恐れのある行為をしてはならない。

2、療育支援活動や教育諸活動を行うための配慮と制限

ポーターゲージプログラムにもとづく療育支援活動や早期教育に関する教育諸活動を行うに当たって、対象者に対して十分に説明する義務を負う。その際、対象者に理解の程度に応じて、事実をもとに、理解しやすく解説しなければならない。また療育支援活動への参加は、対象者が自由を持っていることを保証し、文書または口頭で同意を得なければならない。

- (1) 療育支援活動への参加、中断あるいは終結は、対象者の意思決定にもとづくものでなければならない。
- (2) 療育支援活動への勧誘は、過度であってはならない。
- (3) 療育支援活動を開始するに当たって、事前にその目的や方法、予想される結果等について解説を行い、対象者の同意を得なければならない。
- (4) 同意を得る際に、必要であれば、ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動の特徴や成果等あるいは早期療育に関連する客観的な情報を開示する。
- (5) 療育支援活動の進行中に、子どもの健全な発達を損なう恐れのある事態や保護者が心身の脅威を感じていることに気づいたときには、直ちに療育支援活動を中止し、事態の改善を図る対応をしなければならない。
- (6) 療育支援活動に関する対象者の意思決定の表明は、これを第一に尊重しなければならない。
- (7) 早期療育に関する教育諸活動を行う際には、実証されている客観的資料をもとに、これを行わなければならない。

3、個人情報の秘密の保持

療育支援活動等によって得られた個人の情報は厳重に保管し、職務上知りえた個人の秘密はこれを保持しなければならない。開始時に得た同意以外の目的でそれらの情報を利用してはならず、同意を得た情報以外は利用しない。もし、同意を得た目的以外でそれらの情報を利用したり、同意を得た情報以外の情報を利用しようとする際には、必ず同意を行った対象者の承諾を得なければならない。

4、公開における責任

療育支援活動などに関連する情報を学会や研修会等で公開しようとする際には、可能な限り、事前に当人等の承諾を得るとともに、当人等が特定できないように情報を加工しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 当人等が特定できるような記載は、事前に当人等の承諾が得られている場合を除いて、これを絶対にしてはならない。
- (3) 当人等が特定できないように情報を加工する場合には、重要な事項は避け、また必要以上の誇張や歪曲がないようにする。
- (4) 社会に向けて公開する際には、当人等の人権に配慮するとともに、公開に伴う専門家としての責任を自覚して行わなければならない。

5、研鑽の義務

ポーテージ相談員は、本倫理規定を理解して、怠りなく実行できるように、不断に研鑽を積み重ねなければならない。

6、倫理の遵守

ポーテージ相談員は、ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動や早期療育に関する教育諸活動において、本倫理規定を理解して、違反することのないように、不断に努めなければならない。

付則 日本ポーテージ協会ポーテージ相談員倫理綱領は2005年5月29日より施行する。

「個人情報保護法」への準拠対応について

平成20年11月29日施行
平成30年6月30日改定
2020（令和2）年8月1日改定
2022（令和4）年7月1日改定

第1条(目的)

「個人情報保護法」の基本理念は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」と規定されており、認定NPO法人日本ポーテージ協会（以下、本協会とする）は、これに準拠した内容のもとに内規を定める。

第2条(基本理念)

本協会および『ポーテージ早期教育プログラム』等（以下、ポーテージプログラムという）の適用について一定の知識と技術を有する者（以下、ポーテージ相談員という）は、ポーテージプログラムを用いた早期からの発達相談及び親・家族支援と関連する業務（以下、ポーテージ相談等という）を進めるにあたって相談対象者（以下、本人とする）の指導記録及び資料等(個人情報)を保有する場合があるので、本人又はそれに代わる保護者等のプライバシー権の尊重及び保護のために、以下の諸条項を遵守する。

第3条(個人情報の収集・取得)

1. 個人情報は適正な手段で収集・取得されなければならない。
2. 個人情報を収集・取得する場合、本人又はそれに代わる保護者等に、その利用目的を予め明示しなければならない。
3. 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を収集・取得することはできない。

第4条(個人情報の利用)

1. 個人情報は、ポーテージ相談及びそれに関連する活動に限って利用する。
2. ポーテージ相談等に関する学会や研究会で用いる資料作成のために、ポーテージ相談等の情報を統計処理に際して利用する場合は、本人又はそれに代わる保護者等にその旨を説明し、予め承諾を得る。
3. 事例研究会等で事例として発表を行う場合は、本人又はそれに代わる保護者等に発表について予め承諾を得るとともに、資料作成及び発表にあたっては、本人等の個人が特定されないよう留意する。
4. 本人の支援教育に関係する機関から、個別の教育支援計画を策定するために、ポーテージ相談等の内容について情報の開示を求められたときは、本人又はそれに代わる保護者等の承諾を得てポーテージ相談員が対応する。

第5条(個人情報の開示)

本協会及びポーテージ相談員は、本人又はそれに代わる保護者等から請求された場合、本人等に不利益が被らない限りにおいて、その個人情報を開示する。

第6条(個人情報の適正保管・管理)

1. ポーテージ相談等において収集・取得された個人情報は、ポーテージ相談員によって適正に保管・管理されなければならない。
2. 適正保管・管理されなければならない個人情報とは以下のものを指す。
 - ①『ポーテージ乳幼児教育プログラム』チェックリスト、②『新版ポーテージ早期教育プログラム』チェックリスト、③『ポーテージ早期教育プログラム』チェックリスト、④『インクルージョン保育を展開するための幼児・グリープ指導カリキュラム』チェックリスト、⑤『インクルージョン保育のためのグループ指導カリキュラム』チェックリスト、⑥ポーテージ家庭記録表、⑦活動チャート、⑧指導経過記録表、⑨ポーテージ早期教育プログラム発達経過表、⑩医師の診断書あるいはその写し、⑪発達検査等の記録用紙等、⑫その他本人等の個人が特定される記録及び資料
3. 前項にあげた個人情報は、原則として紙媒体で保管する。
4. 個人情報の保管・管理の期間は、ポーテージ相談の最終相談日から原則として10年間とする。
5. ポーテージ相談終了時に、本人又はそれに代わる保護者等から、その指導記録・資料の引き取り要請があった場合には、本人等に不利益が被らない限りにおいて、引き渡しを行うことがある。
6. ポーテージ相談員が離職及びその他の理由で、個人情報の適正な保管・管理が不可能になったときは、速やかに本協会事務局へ連絡するものとし、その後原則として本協会事務局が保管・管理する。
7. ポーテージ相談に関するすべての個人情報は、守秘義務に則り外部への遺漏や流出をしないよう留意する。

第7条(個人情報の破棄・廃棄)

第6条2にあげた個人情報について、第6条4で規定した保管・管理期間が経過した後は、焼却やシュレッダーを用いるなどにより、また電磁的記録は適切な方法により記載事項の判読や遺漏が不可能であることを確認した上で、破棄・廃棄することができる。

第8条(事務局)

本内規の運用については、本協会事務局長が統括する。

本内規は、平成20年11月29日から施行する。

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会相談事業規程

平成 23 年 7 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
2020（令和 2）年 8 月 1 日改定
2022（令和 4）年 7 月 1 日改定

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、『ポーテージ早期教育プログラム』等（以下、ポーテージプログラムという）を用いて、早期からの発達相談及び親・家族支援（以下、ポーテージ相談という）を行うものとする。

第2条(対象)

本協会の相談事業の対象となるものは、本協会の会員であることを原則とするが、事情に応じてその限りではない。

第3条(相談事業の種別)

本協会は以下の相談事業を行う。

1. 本部における相談事業
 - (1) 本部相談室（東京都杉並区：日本ポーテージ協会事務局内）におけるポーテージ相談
 - (2) 相談員派遣によるポーテージ相談
 - ・ 5 人以上の会員が集まって結成された支部に、ポーテージ相談員を派遣してポーテージ相談を行う
 - ・ 支部以外での相談を希望する親子が複数人集まった一定の場所に、ポーテージ相談員を派遣して相談を行う
 - ・ ポーテージ相談を行いたいと希望する団体にポーテージ相談員を派遣して相談を行う。派遣先の団体は本協会の団体会員であることを原則とする
 - (3) 家庭訪問によるポーテージ相談
ポーテージ相談員が各家庭を訪問して、ポーテージ相談を行う。
 - (4) 電話等によるポーテージ相談
電話、郵便、FAX、インターネットによる通信手段等を利用してポーテージ相談を行う。
 - (5) 行動問題相談
応用行動分析学にもとづく「問題行動」の理解と対処等について、相談を行う。
2. 支部における相談事業
各支部は、支部規約に基づき多様な形態でポーテージ相談を行う。
3. 協会の団体会員の行うポーテージ相談及び関連する業務（以下、ポーテージ相談等という）

保育所、幼稚園、または児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスなどの団体がポーターゲジプログラムを用いて上記の活動を行う場合、相談料の有無に関わらず、日本ポーターゲジ協会の団体会員であることを原則とする。詳細は「認定NP0 法人日本ポーターゲジ協会ポーターゲジ相談を行う団体に関する規程」に定める。

第4条(ポーターゲジ相談員)

1. ポーターゲジ相談員は、すべての活動を本協会がポーターゲジ相談員に求める「認定NP0 法人日本ポーターゲジ協会ポーターゲジ相談員倫理綱領」に則って、行わなければならない。
2. ポーターゲジ相談及びポーターゲジ相談等は原則として、本協会の「認定NP0 法人日本ポーターゲジ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則り認定された認定相談員の資格を有する者及びそれと同等以上の専門知識と技術を有する者が行う。
3. ポーターゲジ早期教育プログラム初級研修セミナー（以下、初級研修セミナーという）及びポーターゲジ早期教育プログラム中級研修セミナー（以下、中級研修セミナーという）の受講修了証を有する者も、認定スーパーバイザーまたは認定相談員の助言・指導を受けながらポーターゲジ相談及びポーターゲジ相談等を行うことができる。
4. 3の相談員の内、初級研修セミナーの受講修了証を有する者は、その受講認定日から3年以内に中級研修セミナーを受講し、中級研修セミナーの受講修了証を有する相談員はその受講認定日から3年以内に認定相談員の資格を取得するものとする。

第5条(相談料)

本協会の相談事業の相談料は「相談事業における料金等について」に別途定める。

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会スーパーバイジング事業規程

2022（令和 4）年 7 月 1 日施行

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会（以下、本協会という）は、『ポーターゲージ早期教育プログラム』等（以下、ポーターゲージプログラムという）を用いた早期からの発達相談及び親・家族支援（以下、ポーターゲージ相談という）及び関連する業務（以下、ポーターゲージ相談等という）を行う者（以下、ポーターゲージ相談員という）を対象としたスーパーバイジング事業を行うものとする。

第2条(対象)

1. 本協会が主催するポーターゲージ早期教育プログラム初級研修セミナー（以下、初級研修セミナーという）あるいはポーターゲージ早期教育プログラム中級研修セミナー（以下、中級研修セミナーという）の受講修了証を有する者、または契約相談員及び認定相談員
2. 本協会の団体会員及びポーターゲージ相談認定団体
3. 必要に応じて、その他スーパーバイズを必要とする個人及び団体

第3条(スーパーバイジング事業)

本協会は、「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する規程」第 2 条 1 に則り、以下のスーパーバイジング事業を行う。なお、助言・指導は、対象との対面、メール及びオンライン等を利用して行うものとする。

1. 本協会が主催する研修セミナー受講修了証を有する者が行うポーターゲージ相談の助言・指導及び契約相談員及び認定相談員が行うポーターゲージ相談の助言・指導
2. 団体会員及びポーターゲージ相談認定団体が行うポーターゲージ相談等の助言・指導
3. 本協会支部及び地域の関係機関等が主催するケースカンファレンス等の助言・指導
4. 認定スーパーバイザーと学ぶ学習会における助言・指導
5. その他、必要とされる業務

第4条(認定スーパーバイザー)

1. 本協会のスーパーバイジング事業を担う者は、本協会が認定した認定スーパーバイザーであることとする。
2. また、本協会が認定した認定相談員も、必要に応じて、「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定相談員に関する規程」第 2 条 5 に則り、スーパーバイジング事業を担うことができる。

第5条(契約)

1. 第 3 条に規定した事業を行う認定スーパーバイザーは、本協会と「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する規程」に則り契約を締結すること。
2. 第 3 条 2 に規定した事業について、団体会員及びポーターゲージ相談認定団体は、認定スーパーバイザーによるスーパーバイズに関する契約書（契約・様式 3）2 通に署名捺印の上、

1 通を本人が所持し、もう 1 通を本協会に提示することにより、本協会と契約を締結すること。

第6条(スーパーバイジング料)

本協会のスーパーバイジング事業の料金については、「スーパーバイジング事業における料金等について」に別に定める。

認定 NPO 法人日本ポータージ協会契約相談員に関する規程

平成 23 年 7 月 1 日施行

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

2020（令和 2）年 8 月 1 日改定

2022（令和 4）年 7 月 1 日改定

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポータージ協会（以下、本協会という）は、『ポータージ早期教育プログラム』等（以下、ポータージプログラムという）を用いた早期からの発達相談及び親・家族支援（以下、ポータージ相談という）を行うに際して、質の維持・向上を図るために、ポータージプログラムの適用について一定の知識と技術を有する者（以下、ポータージ相談員という）と契約を締結することによって、ポータージ相談を行う。

第2条(契約相談員)

1. 本協会と本協会が行うポータージ相談の委嘱に関する契約を締結したポータージ相談員を、認定 NPO 法人日本ポータージ協会契約相談員（以下、契約相談員という）という。
2. 契約相談員は、「認定 NPO 法人日本ポータージ相談員倫理綱領」に則って、ポータージ相談を行う。また、契約相談員は本協会の執行业員でなければならない。
3. 契約相談員は別に定める「契約相談員の特典について」に則って、特典を受けることができる。

第3条(ポータージ相談の委嘱)

1. 認定 NPO 法人日本ポータージ協会認定相談員（以下、認定相談員という）の資格を有する者は、本協会と本協会が行うポータージ相談の委嘱に関する契約を締結することにより、本協会が別に定める「認定 NPO 法人日本ポータージ協会相談事業規程」に則って、ポータージ相談を行い被相談者等から相談料を受領することができる。
2. 認定相談員の資格を有しない者において、ポータージ早期教育プログラム初級研修セミナー（以下、初級研修セミナーという）あるいはポータージ早期教育プログラム中級研修セミナー（以下、中級研修セミナーという）の受講修了証を有する者は、認定スーパーバイザー、または認定相談員の助言・指導を受けながら、本協会と契約を締結することによって、本協会が別に定める「認定 NPO 法人日本ポータージ協会相談事業規程」に則って、ポータージ相談を行い被相談者等から相談料を受領することができる。
3. 認定相談員の資格を有しない者は、本協会との契約の際に、助言・指導を受ける認定スーパーバイザー、または認定相談員の、スーパーバイズ同意書（届出・様式 1）を提出すること。なお、認定スーパーバイザーまたは認定相談員の助言・指導は、半年に 1 回以上受けるものとする。
4. 認定相談員の資格を有しない者は、第 3 条の 3 に加えて、本協会が主催する認定相談員事例研究会に 3 年に 1 回以上参加しなければならない。

5. 契約相談員になるには、ポータージ相談委嘱契約書（契約・様式1）2通に署名捺印のうえ、1通を本人が所持しもう1通を本協会に提出し、本協会と契約を締結しなければならない。
6. 契約の締結に伴って、本協会は契約相談員としての委嘱状とともに、認定NPO法人日本ポータージ協会契約相談員証（以下、契約相談員証という）を発行する。契約相談員は、初めてポータージ相談を行う際には、被相談者に本協会との契約について説明をするとともに、求めに応じて委嘱状を示し、つねに契約相談員証を携行してポータージ相談を行うものとする。

第4条(資格取得)

1. 第3条5の契約相談員のうち、初級研修セミナーの受講修了証を有する者は、その受講修了証を得た日から3年以内に中級研修セミナーを受講することとし、その受講修了証を有する者は、その受講修了証を得た日から3年以内に認定相談員の資格を取得するものとする。
2. 第4条1に示す期間内に認定相談員の資格が取得できない場合は、その理由を付して、認定相談員資格取得猶予申請書（申請・様式1）を本協会に提出し、承認を得なければならない。なお、資格取得の猶予期間は2年を限度とする。

第5条(契約更新)

契約相談員の有効期間は契約を締結した日から1年間とし、双方のいずれかからも契約解除の申し出がない限り、契約は1年毎に自動的に更新されるものとする。

第6条(契約解除及び契約相談員証返納)

1. 契約相談員の契約の更新を希望しない場合は、ポータージ相談委嘱契約解除届（届出・様式2）にその理由を付して本協会に提出するものとする。
2. 契約相談員の契約の解除と契約相談員証の返納は随時受け付ける。

第7条(納入金)

契約相談員は、本協会から委嘱されたポータージ相談事業によって得た相談料等の一部を本協会に納入するものとする。納入金については「相談事業における料金等について」に別に定める。

第8条(契約取消)

本協会が、契約相談員として不適格と認めた場合は、契約を取消することができる。

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程

2022 年 7 月 1 日施行

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、『ポーテージ早期教育プログラム』等（以下、ポーテージプログラムという）の適正な使用と普及を図ることを目的として、認定相談員を置く。

第2条(認定相談員)

1. 第3条に示す条件を満たした者において、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則り、適格であると認められた者に認定相談員の資格を与える。
2. 認定相談員の資格の有効期限は、認定相談員の資格が認定された日から5年とし、5年ごとに更新しなければならない。ただし、理由によっては更新の猶予を認めることがある。
3. 認定相談員は、資格取得後または次回の更新までの5年以内に、「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に定める研修を修了しなければならない。
4. 認定相談員は、ポーテージプログラムに関連する指導の知識と技術の維持と向上に努めなければならない。
5. 認定相談員は、本協会が主催するポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー（以下、初級研修セミナーという）を受講し、初級研修セミナー受講修了証を取得している者、及びポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー（以下、中級研修セミナーという）を受講し、中級研修セミナー受講修了証を取得している、認定相談員の資格を有しない者にポーテージプログラムに関連する助言・指導を行うことができる。

第3条(資格取得及び資格更新の審査請求)

1. 以下の条件を満たした者は、認定相談員の資格取得のための審査を請求することができる。
 - (1) 本協会の執行会員であること
 - (2) 中級研修セミナーを受講し、中級研修セミナー受講修了証を取得していること
 - (3) 中級研修セミナー受講修了証を取得後、1年以上が経過しているとともに、2例以上の臨床事例に対してポーテージプログラムを適用した経験があること
 - (4) その他、必要と認められる条件を満たしていること
2. 以下の条件を満たした者は、認定相談員の資格更新のための審査を請求することができる。
 - (1) 本協会の執行会員であること
 - (2) 本協会の認定相談員の資格を取得した後に、または認定相談員の資格の更新が認定された後に、資格の有効期限である5年以内に、本協会が別に定める研修を修了していること
 - (3) その他、必要と認められる条件を満たしていること
3. 資格取得及び資格更新のための審査請求は、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則って行う。

第4条(審査基準)

1. 審査委員会は、審査請求に応じて、別に定める「認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則り、認定相談員の資格の取得及び更新、資格更新の猶予のための審査を行う。
2. 資格の取得及び更新、資格更新の猶予のための審査は、別に定める「認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則り、審査委員会の委員全員の合議によって行う。

第5条(資格取得)

1. 認定相談員の資格を取得するには、別に定める「認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則って、審査委員会の資格取得のための審査に合格し理事会で承認されなければならない。
2. 認定相談員の資格が認定された者は、別に定める「認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則って、資格認定料を本協会に納めなければならない。
3. 本協会は、認定相談員の資格が認定され、資格認定料を納入した者に、認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員証（以下、認定相談員証という）を発行する。

第6条(資格更新)

1. 認定相談員の資格を更新するには、別に定める「認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則って、審査委員会の資格更新のための審査に合格し、理事会で承認されなければならない。
2. 認定相談員の資格の更新が認定された者は、別に定める「認定NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」に則って、資格更新認定料を本協会に納めなければならない。
4. 本協会は、認定相談員の資格の更新が認定され、資格更新認定料を納入した者に、新たに認定相談員証を発行する。

第7条(資格返納)

1. 認定相談員の資格の更新及び猶予を希望しない場合は、認定相談員資格返納届（届出・様式3）を本協会へ提出するとともに、認定相談員証を返納するものとする。
2. 認定相談員の資格の返納及び認定相談員証の返納は、随時受け付ける。

第8条 (資格取消)

審査委員会が認定相談員として不適格であると認めた場合は、理事会の承認を得て、資格を取り消すことができる。なお、認定相談員の資格が取り消された者については、理由を付して本人に書面で通知するとともに、認定NP0 法人日本ポーテージ協会広報誌『Portage Post』等で公表する。

認定 NPO 法人日本ポーターページ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則

平成 11 年 6 月 1 日施行
平成 13 年 5 月 19 日改定
平成 13 年 11 月 24 日改定
平成 21 年 4 月 11 日改定
平成 23 年 7 月 1 日改定
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
2020（令和 2）年 8 月 1 日改定
2021（令和 3）年 6 月 1 日改定
2022（令和 4）年 7 月 1 日改定

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーターページ協会（以下、本協会という）は、認定相談員の資格の取得及び更新、資格更新の猶予に際して、資格審査が公正かつ円滑に行われるように、ここに認定相談員の審査にあたっての実施細則を定める。

第2条(資格取得のための審査請求)

1. 認定相談員の資格取得のための審査請求にあたって、以下の申請書等を作成して提出する。
 - (1) 認定相談員資格認定申請書(申請・様式 2)
 - (2) 認定相談員審査のための事例報告書（資格取得）(申請・様式 3)
 - (3) 課題分析シート（申請・様式 4）
 - (4) 活動チャート（申請・様式 5）
 - (5) ポーターページ早期教育プログラム発達経過表（申請・様式 6）
2. 申請書等の作成にあたっては、「認定相談員の資格審査のための申請書作成について（資格取得）」を参照するとともに、以下のことに留意する。
 - (1) 事例報告は、2 事例について作成する。なお、各事例とも原則として 6 か月以上指導を継続したものであること
 - (2) 事例報告の記載にあたって、必ず親や関係者の了解を得ること
 - (3) 本人および関係者のプライバシーに可能な限り留意し、指導に関連する事項以外の個人情報については記載を控えること
 - (4) 個人および関係者、関連機関などが特定されないように、イニシャル等を使って、記載すること
 - (5) 正当な理由がない限り、不適切用語の使用を避けること
3. 事例報告等の内容の記述に関して、情報が得られる限りにおいて、以下のような事項を含むようにする。
 - (1) 事例報告について、

- ・子どもの診断名、子どもの特性
 - ・アセスメントによる指導目標の選定と指導経過
 - ・指導上の留意点
 - ・他機関との連携
 - ・親や家族の対応等に触れながら、ポータープログラム適用の実際について、具体的かつ簡潔に記述する
 - ・発達検査・心理検査等の結果については、領域別 DA・DQ（MA・IQ）が得られていれば記載する
- (2) 課題分析について、指導経過のなかで実際に適用した課題分析を具体的に記述する
 - (3) 課題分析の基本的な手続きに則っている
 - (4) 活動チャートについて、指導経過の中で実際に適用した課題分析における標的行動を具体的に記述する
 - (5) 活動チャートの基本的な手続きに則っている
 - (6) 指導経過等の記述は所定の様式の紙面に収め、ただし紙面が不足するときは1ページ分の追加を認める。理解を促すために必要であれば、別に資料等を貼付してもよいが、最少限にとどめる
 - (7) ポーター早期教育プログラム発達経過表は、初回アセスメントについては赤で塗りつぶし、以降は、任意の一定期間ごとの指導の結果は色を変えて塗る
4. 本協会の認定相談員の資格取得のための審査請求は、随時受け付ける。

第3条(資格更新のための審査請求)

1. 認定相談員の資格更新のための審査請求は、認定相談員の資格が認定された日から5年以内に開催される審査委員会に申請する。
2. 認定相談員の資格更新をする場合は、認定相談員の有効期限の5年以内に、本協会が主催する認定相談員事例研究会に1回以上参加し事例報告をしなければならない。加えて、「認定相談員更新のための研修会について」に定める研修会等のいずれかに1回以上参加しなければならない。
3. 審査請求にあたっては、以下の申請書を作成して提出する。
 - (1) 認定相談員資格更新申請書（申請・様式7）
 - (2) 認定相談員審査のための事例報告書（資格更新）（申請・様式8）
 - (3) 課題分析シート（申請・様式4）
 - (4) 活動チャート（申請・様式5）
 - (5) ポーター早期教育プログラム発達経過表（申請・様式6）
4. 申請書等の作成にあたって、「認定相談員の資格審査のための申請書作成について（資格更新）」を参照するとともに、以下のことに留意する。
 - (1) 事例報告は、1事例について作成する。事例は原則として6か月以上指導を継続したものであること
 - (2) 事例報告の記載にあたって、必ず親や関係者の了解を得ること
 - (3) 本人および関係者のプライバシーに可能な限り留意し、指導に関連する事項以外の個人情報については記載を控えること

- (4) 個人および関係者、関連機関などが特定されないように、イニシャル等を使って記載すること
 - (5) 正当な理由がない限り、不適切用語等の使用を避けること
5. 認定相談員の資格取得後または前回の資格更新後、認定相談員の資格の有効期限（5年以内）に事例報告を含む資格更新のための審査請求ができない場合は、認定相談員資格更新申請書（申請・様式7）にその理由を付して、事例報告に代えて下記の（1）あるいは（2）を課題とするレポートを作成して、審査委員会に提出するものとする。
- (1) 資格の有効期限（5年以内）に参加した認定相談員事例研究会において協議された事項について、例えば、他の参加者の事例報告に関する自分の意見や考えを述べる、あるいは他の参加者の事例報告に関する見立てやその事例における課題分析や活動チャートを作成する等を内容とする 2000 字程度のレポート
 - (2) ポーテージ相談に代わるポーテージプログラムに関する認定相談員としての実践報告や、ポーテージプログラムに関する研究の論評などを内容とする 2000 字程度のレポート

第4条(資格取得及び更新のための審査基準)

1. 第2条の認定相談員の資格取得について、以下のような審査基準に則り、資格取得のための審査を行う。
- (1) 認定相談員の資格取得のための審査請求に必要な申請書等に不備がないこと
 - (2) 事例報告書の作成について、
 - ・内容の記載に不備がない
 - ・発達検査や心理検査等を適宜利用している
 - ・生育歴・既往歴・相談歴等の記述が適切である
 - ・初回アセスメント時の子どもの発達状態と行動目標の設定が適切に記述されている
 - ・指導経過における行動目標の設定と指導方法、指導結果が具体的に適切に記述されている
 - ・家庭における親の指導が適切に記述されている
 - ・他機関との連携等が適切に記述されている
 - ・指導の今後の発展や課題が適切に記述されている、など子どもの障害や行動特徴に応じたポーテージプログラムの指導過程が実証的に記載されていること
 - (3) 課題分析について、
 - ・設定された行動目標が適切に課題分析されている
 - ・標的行動のステップ数や内容が適切である
 - ・援助（身体的援助・視覚的援助・言語的援助）が適切に準備されている
 - ・程度(達成基準)の設定が適切であること
 - (4) 活動チャートについて、
 - ・課題分析された標的行動について記述されている
 - ・修正手続きに従って、援助が適切に記載されている
 - ・指導方法の記載が適切である
 - ・記録が適切に記載されていること

2. 認定相談員の資格更新のための審査基準については、資格取得のための審査基準に準ずる。

第5条(資格更新猶予のための審査請求)

第3条による資格更新のための審査請求ができない場合は、認定相談員資格更新猶予申請書(申請・様式9)に理由を付して、資格更新の猶予を申請することができる。審査委員会により資格更新の猶予が承認されれば、1年間の猶予期間が与えられ、その猶予期間は次の資格更新の有効期間に含まれる。資格更新の猶予のための審査請求は、連続して2回を限度とする。

第6条(審査委員会による審査)

1. 認定相談員の資格の取得及び更新の認定、資格更新の猶予の承認を公正に行うために、審査委員会を置く。
2. 審査委員会は、以下の者によって構成される。
 - (1) 会長
 - (2) 理事または認定スーパーバイザー若干名
 - (3) その他、必要と認められた者
3. 審査委員会は、審査請求に応じて会長によって召集され、審査委員の互選により委員長を選出し、速やかに審査を開始する。
4. 審査委員会の委員は、2年を任期として、会長の指名を受け理事会の承認を得なければならない。再選はこれをさまたげない。
5. 審査委員会の開催に際して、提出された事例報告等の審査のための資料を審査委員全員が事前に審査を行い、その評価の結果を審査委員会に提出する。
6. 審査委員会における審査にあたっては、申請者が特定されないように、申請者の個人名等を公開しない。
7. 認定相談員の審査請求をした者が提出した事例に関して、指導・助言等に関与した審査委員会の委員は、当該の審査請求者の資格認定のための審査に参加することはできない。
8. 審査委員会の委員は、第4条の審査基準に則り、ポータージプログラムを用いた相談員としての適格性を総合的に判断し、「合格」「修正合格」「修正再審査」「不合格」のいずれかに評価する。
9. 「合格」「修正合格」「修正再審査」「不合格」のいずれに評価した場合においても、審査委員会の委員は全員、その理由を付して評価の結果を審査委員会に提出する。
10. 審査委員全員の合議により「合格」の評価を得た者に、認定相談員の資格を認定する。
11. 審査の結果、「修正合格」や「修正再審査」に評価された場合は、審査委員のコメントを付して本人に書面で通知する。
12. 審査の結果はすべて本人に書面で通知するとともに、認定相談員の資格が認定された者あるいは資格更新が認定された者については、認定NPO法人日本ポータル協会広報誌『Portage Post』等で公表する。なお、審査委員会の委員の氏名は原則として公開しない。

第7条（資格認定料及び資格更新認定料の納入）

1. 「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程」第5条（資格取得）1に定める資格取得による審査委員会の審査に合格し、理事会で承認され認定相談員の資格が認定された者は、直ちに資格認定料 10,000 円を本協会に納めなければならない。
2. 「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程」第6条（資格更新）1に定める審査委員会の資格更新のための審査に合格し、理事会で承認され認定相談員の資格の更新が認定された者は、直ちに資格更新認定料 5,000 円を本協会に納めなければならない。

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーに関する規程

平成 17 年 11 月 26 日施行

平成 21 年 4 月 11 日改定

平成 23 年 7 月 1 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

2020(令和 2)年 8 月 1 日改定

2021(令和 3)年 6 月 1 日改定

2022(令和 4)年 7 月 1 日改定

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会(以下、本協会という)は、『ポーターゲージ早期教育プログラム』等(以下、ポーターゲージプログラムという)に関連する知識と技術を正当に継承・普及させるために、ポーターゲージプログラムを用いた早期からの発達相談及び親・家族支援(以下、ポーターゲージ相談という)及び関連する業務(以下、ポーターゲージ相談等という)に関する認定スーパーバイザーを置く。

なお、ポーターゲージプログラムに関連する知識とはポーターゲージプログラムの理念や指導原理、指導手順及び課題分析や活動チャート、親・家族支援などについての知識を、また、関連する技術とは、指導を進めていく上でのアセスメントの実施や指導目標の選定、課題分析や活動チャートの実施、親や家族に対しての面接等に関する技術をいう。

第2条(認定スーパーバイザー)

1. 認定スーパーバイザーは、ポーターゲージプログラムに関連する指導の知識と技術の維持・向上及びその普及に努めるとともに、発達に遅れや偏りのあるまたはそのおそれのある乳幼児の早期対応や親・家族支援に関する知識と技術を広く修得することに努めなければならない。
2. 認定スーパーバイザーは、次のすべての条件を満たすものとする。
 - (1) 資格申請時に本協会の執行会員であり、認定相談員の資格を有すること
 - (2) 第 5 条に則って、認定スーパーバイザーの資格を取得しており、認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザー証(以下、認定スーパーバイザー証という)を有すること
 - (3) 指導者としての人格及び識見を兼ね備えていること
3. 認定スーパーバイザーは、認定スーパーバイザーの資格を取得することにより、既に有する認定相談員の資格の更新は免除される。
4. 認定スーパーバイザーは、毎年 1 回開催される認定スーパーバイザー会議に出席すること。
5. 認定スーパーバイザーの業務とスーパーバイジング契約については、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則」に則って行う。

第3条(資格取得及び資格更新のための審査請求)

1. 以下の条件を満たした者は、認定スーパーバイザーの資格を取得するための審査を請求することができる。
 - (1) 本協会の執行会員であること

- (2) 認定相談員の資格を取得し、認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定相談員証(以下、認定相談員証という)が発行された日から5年以上が経過しており、1 回以上の資格更新を経た認定相談員であること。また、その間にポーターゲージ相談員として豊富な臨床経験があること
 - (3) 認定スーパーバイザーの資格取得を希望する者のうち認定スーパーバイザー1 名以上が、認定スーパーバイザーに推薦する理由を明記した認定スーパーバイザー推薦書(推薦・様式1)を認定スーパーバイザー会議に上程し、そこで合議により推薦が承認された者
 - (4) その他、必要と認められる条件を満たしていること
2. 以下の条件を満たした者は、認定スーパーバイザーの資格を更新するための審査を請求することができる。
- (1) 本協会の執行会員であること
 - (2) 認定スーパーバイザーの資格を取得し、認定スーパーバイザー認定証が発行された日から5年以内に、認定スーパーバイザーの資格の更新を希望する者
 - (3) その他、必要と認められる条件を満たしていること
3. 資格の取得及び更新の審査請求は、別に定める「認定NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」に則って行う。

第4条(審査基準)

- 1. 審査委員会は、審査請求に応じて、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」に則り、認定スーパーバイザーの資格認定及び資格更新のための審査を行う。
- 2. 認定スーパーバイザーの資格認定のための審査及び資格更新のための審査は、審査委員全員の合議によって行う。

第5条(資格取得)

- 1. 認定スーパーバイザーの資格を取得するためには、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」に則り、審査委員会の審査に合格し、理事会で承認されなければならない。
- 2. 認定スーパーバイザーの資格取得が認定された者は、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」に則り、資格認定料を本協会に納めなければならない。
- 3. 本協会は、認定スーパーバイザーの資格取得が認定され、資格認定料を納入した者に、認定スーパーバイザー証を発行する。

第6条(資格更新)

- 1. 認定スーパーバイザーの資格を更新するためには、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」に則り、審査委員会の審査に合格し、理事会で承認されなければならない。
- 2. 認定スーパーバイザーの資格更新が認定された者は、別に定める「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」に則り、資格更新認定料を本協会に納めなければならない。

3. 本協会は、認定スーパーバイザーの資格更新が認定され、資格更新認定料を納入した者に、新たに認定スーパーバイザー証を発行する。なお、これをもって、認定相談員としての資格更新も同時に認定したものとし、新たに認定相談員証を発行する。

第7条（資格返納）

1. 認定スーパーバイザーの資格の更新及び猶予を希望しない場合は、理由を付して認定スーパーバイザー資格返納届（届出・様式4）を本協会へ提出するとともに、認定スーパーバイザー証を返納するものとする。
2. 認定スーパーバイザーの資格を返納した後も、認定相談員の資格の継続を希望する場合は、認定相談員の資格の有効期限内であれば、認定スーパーバイザー資格返納届（届出・様式4）に認定相談員の資格の継続を希望する理由を書き添えて、本協会に提出するものとする。本協会は、有効期限までの認定相談員証を新たに発行する。
3. 認定スーパーバイザーの資格を返納した後も、認定相談員の資格の継続を希望する者で、認定相談員の資格の有効期限を過ぎた場合は、認定スーパーバイザー資格返納届（届出・様式4）を提出し、認定相談員資格更新猶予申請書（申請・様式9）によって、改めて認定相談員の資格更新または資格猶予のための手続きを行わなければならない。
4. 認定スーパーバイザーの資格及び認定スーパーバイザー証の返納は、随時受け付ける。

第8条（資格取消）

審査委員会が、認定スーパーバイザーとして不適格だと認めた場合は、理事会の承認を得て、資格認定を取り消すことができる。なお、資格認定が取り消された者については、理由を付して本人に書面で通知するとともに、認定NPO法人日本ポーターゲージ協会広報誌『Portage Post』等で公表する。

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則

2022(令和4)年7月1日施行

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会（以下、本協会という）が認定した認定スーパーバイザーは、契約相談員や認定相談員等の個人会員及び団体会員、またはポーターゲージ相談等に関心のあ
る者に対して、ポーターゲージ相談等に関連する多様で豊富な臨床経験から得られた知識や技術を
適用して、第2条に挙げた業務を通して、ポーターゲージ相談等を円滑に進めるために、助言・指
導を行う。

第2条(業務)

1. 認定スーパーバイザーは、「認定 NPO 法人日本ポーターゲージ相談員倫理綱領」に則って、以
下のスーパーバイズに関する業務を担う。
 - (1) 本協会が主催する研修セミナー受講修了証を有する者が行うポーターゲージ相談の助言・指導
 - (2) 契約相談員及び認定相談員が行うポーターゲージ相談の助言・指導
 - (3) 団体会員が行うポーターゲージ相談等の助言・指導
 - (4) 認定スーパーバイザーが主催する事例研究会の企画・運営及び助言・指導
 - (5) 認定スーパーバイザーと学ぶ学習会における企画・運営及び助言・指導
 - (6) ポーターゲージ早期教育プログラム初級研修セミナーの講師またはアドバイザー
 - (7) ポーターゲージ早期教育プログラム中級研修セミナーの講師またはアドバイザー
 - (8) シミュレーション事例で学ぶステップアップセミナーの講師またはアドバイザー
 - (9) 学齢期の子どもの行動支援プログラムセミナーの講師またはアドバイザー
 - (10) グループ指導カリキュラム研修セミナーの講師またはアドバイザー
 - (11) 認定相談員事例研究会の講師またはファシリテーター
 - (12) 支部及び地域の関係機関等が主催する研修会等の講師
 - (13) 本部及び支部の講師派遣における講師
 - (14) その他、必要とされる業務
2. (4) 及び(5)については、別に定めるそれぞれの内規に則って行う。
3. (6) から(13)については、別に定める「講師の謝金に関する内規」に則って行う。本協会から
講師・アドバイザーの委嘱状を発行する。
4. 認定スーパーバイザーの資格を有する者は、認定スーパーバイザー会議において、認定相談
員が認定スーパーバイザーの資格取得を申請するための推薦人となることができる。

第3条(契約)

1. 第2条1の業務の(1)から(5)を行う認定スーパーバイザーは、スーパーバイジング事業委嘱
契約書(契約・様式2)2通に署名捺印の上、1通を本人が所持し、もう1通を本協会に提出する
ことにより、本協会と契約を締結する。
2. 本協会は、認定スーパーバイザーとしての委嘱状を発行することによって、第2条1に挙げたス
ーパーバイジング事業に関する業務を遂行することを承認する。

3. 契約の有効期限は 1 年とし、双方に契約解除の申し出がない限り自動的に更新するものとする。
なお、本協会が、認定スーパーバイザーとして不適格と認めた場合は、契約を解消することができる。

第4条(報告)

1. 認定スーパーバイザーとして第2条に挙げた業務を行った者は、認定スーパーバイザー活動報告書(報告・様式1)を用いて、業務終了後2週間以内に会長に報告しなければならない。ただし、本協会の広報等により業務の実施日時、内容等が明示されている場合は、報告を省略することができる。
2. 認定スーパーバイザーは、認定スーパーバイザー年間活動報告書(報告・様式2)を用いて、年度末に1年間の活動報告を行うものとする。
3. 第3条1(4)の業務については、事例研究会開催計画書(届出・様式5)を用いて、事前に承認を得るとともに、業務終了後 2 週間以内に、事例研究会実施報告書(報告・様式3)により、会長に報告しなければならない。
4. 第3条1(5)の業務については、認定スーパーバイザーと学ぶ学習会開催計画書(届出・様式6)を用いて事前に承認を得るとともに、業務終了後 2 週間以内に、認定スーパーバイザーと学ぶ学習会報告書(報告・様式4)により、会長に報告しなければならない。

第5条(報酬)

1. 認定スーパーバイザーは、第2条1のスーパーバイズに関する業務に応じて報酬を受け取ることができる。
2. 第2条1の業務(1)から(5)を行う認定スーパーバイザーは、本協会と本協会が行うポータージ相談スーパーバイジング事業の委嘱に関する契約を締結することにより、助言・指導を受ける個人及び団体が支払うスーパーバイジング料を受け取り、有料で業務を担うことができる。なお、スーパーバイジング事業の料金については、別に定める「スーパーバイジング事業における料金等について」に則って支払われる。
3. 第2条1の業務(6)から(13)までを行う認定スーパーバイザーには、本協会は別に定める「講師の謝金に関する内規」に則り、謝金等を支払う。

第6条(納入金)

認定スーパーバイザーは、スーパーバイジング業務により得られた報酬の一部を、本協会に納入するものとする。納入する金額については、別に定める「認定NPO 法人日本ポータージ協会スーパーバイジング事業における料金等について」に則って決定する。

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則

平成 23 年 7 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
2020（令和 2）年 8 月 1 日改定
2022（令和 4）年 7 月 1 日改定

第1条(目的)

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、認定スーパーバイザーの資格の取得及び更新、資格更新の猶予にあたって、資格審査が公正かつ円滑に行われるようここに認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則を定める。

第2条(資格取得のための審査請求)

1. 認定スーパーバイザーの資格を取得するためには、以下の申請書等を用いて審査請求を行う。
 - (1) 認定スーパーバイザー資格認定申請書（申請・様式 10）
 - (2) 認定相談員としての活動状況についての 2000 字程度のレポート
 - (3) その他、必要と認められる書類等
2. 認定スーパーバイザーの資格取得のための審査請求は、随時受け付ける。

第3条(資格更新のための審査請求)

1. 認定スーパーバイザーの資格を更新するためには、以下の申請書等を用いて審査請求を行う。
 - (1) 認定スーパーバイザー資格更新申請書（申請・様式 11）
 - (2) 認定スーパーバイザーとしての活動状況についての 2000 字程度のレポート
 - (3) その他、必要と認められる書類等
2. 認定スーパーバイザーの資格更新のための審査請求は、随時受け付ける。

第4条(資格取得及び更新のための審査基準)

認定スーパーバイザーの資格の取得のための審査の基準は、本協会が定める「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定スーパーバイザーに関する規程」の第 2 条に示す条件を満たした者であり、「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する規程」第 2 条に挙げる業務を適切に行えること。なお、認定スーパーバイザーの資格更新のための審査基準については、資格の取得のための審査基準に準ずる。

第5条(資格更新猶予のための審査請求)

第 3 条による資格更新のための審査請求ができない場合は、認定スーパーバイザー資格更新猶予申請書（申請・様式 12）に理由を付して、資格更新の猶予を申請することができる。審査委員会により資格更新の猶予が承認されれば、1 年間の猶予期間が与えられ、その猶予期

間は次回の資格更新の有効期間に含まれる。資格更新の猶予のための審査請求は、連続して2回を限度とする。

第6条（審査委員会による審査）

1. 認定スーパーバイザー資格の取得及び更新の認定、資格更新の猶予の承認を公正に行うために、審査委員会を置く。
2. 審査委員会は、以下の者によって構成される。
 - (1) 会長
 - (2) 理事または認定スーパーバイザー若干名
 - (3) その他、必要と認められた者
3. 審査委員会は、審査請求に応じて会長によって召集され、審査委員の互選により委員長を選出し、速やかに審査を開始する。
4. 審査委員会の委員は、2年を任期として、会長の指名を受け理事会の承認を得なければならない。再選はこれをさまたげない。
5. 審査委員会の開催に際して、提出された審査のための資料を審査委員全員が事前に審査を行い、その評価の結果を審査委員会に提出する。
6. 審査委員会における審査にあたっては、申請者が特定されないように、申請者の個人名等を公開しない。
7. 審査委員会の委員は、第4条の審査基準に則り、認定スーパーバイザーとしての適格性を総合的に判断し、「適任」「不適任」のいずれかに判定する。
8. 「適任」「不適任」のいずれに判定した場合においても、審査委員会の委員は全員、その理由を付して審査の結果を審査委員会に提出する。
9. 審査委員全員の合議により「適任」の判定を得た者に、認定スーパーバイザーの資格を認定する。
10. 審査の結果、「不適任」に判定された場合は、審査委員のコメントを付して本人に書面で通知する。
11. 審査の結果はすべて本人に書面で通知するとともに、認定スーパーバイザーの資格が認定された者あるいは資格更新が認定された者については、認定 NP0 法人日本ポーテージ協会広報誌『Portage Post』等で公表する。なお、審査委員会の委員の氏名は原則として公開しない。

第7条（資格認定料及び資格更新認定料の納入）

1. 「認定 NP0 法人日本ポーテージ協会認定スーパーバイザーに関する規程」第5条（資格取得）1に定める審査委員会の資格取得の審査に合格し、理事会で承認され認定スーパーバイザーの資格が認定された者は、直ちに資格認定料 20,000 円を本協会に納めなければならない。
2. 「認定 NP0 法人日本ポーテージ協会認定相談員に関する規程」第6条（資格更新）1に定める審査委員会の資格更新の審査に合格し、理事会で承認され認定スーパーバイザーの資格の更新が認定された者は、直ちに資格認定料 10,000 円を本協会に納めなければならない。

認定NPO法人日本ポーテージ協会ポーテージ相談を行う団体に関する規程

平成 28 年 4 月 1 日施行

2020 年 8 月 1 日改定

2022 年 7 月 1 日改定

第 1 条（目的）

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、本協会の団体会員が『ポーテージ早期教育プログラム』等(以下、ポーテージプログラムという)を用いたポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動を行うことを認め、本協会の相談事業の 1 つとして位置付ける。本協会は団体会員の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動の質の維持・向上を図るために、研修、情報提供、スーパービジョンなどを行う。

第 2 条（ポーテージ相談を行う団体）

ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行う団体は本協会の目的に賛同した団体会員であることを原則とする。

1. 団体会員はポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行うことができる。
2. 団体会員は、認定 NPO 法人日本ポーテージ協会倫理綱領に則って、ポーテージ活動を行わなければならない。
3. 団体会員は本協会とポーテージ相談スーパーバイジング契約を結び、団体の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動についてのスーパービジョンを受けることができる。
4. 団体会員は本協会と契約し、本協会が派遣したポーテージ相談員により、ポーテージ相談を行うことができる。
5. 団体会員は相談料を受領してポーテージ相談を行うことができる。受領した相談料の一部を本協会のポーテージ活動資金として納入するものとする。
6. 団体会員が団体のホームページや要覧などで「ポーテージ」「ポーテージプログラム」等の名称を使う場合には、本協会の提供する研修やスーパービジョンを利用するなどして、ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動が適切に行われるよう努めるものとする。
7. 団体会員は、入会時とその後 1 年毎にポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動の内容について、団体会員入会・継続申請書（申請・様式 13）により、本協会に報告する。

第 3 条（ポーテージ相談員）

団体のポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行う者は「認定 NPO 法人日本ポーテージ協会相談事業規程」第 4 条のポーテージ相談員に準じるものとする。

第 4 条（ポーテージ相談認定団体）

本協会の団体会員のうち、団体内に 1 人以上の認定相談員を擁するか、それに替えて第 2 条 3、

4によりポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動の適正運用を図っている団体を本協会のポーテージ相談認定団体として認定する。

1. ポーテージ相談認定団体は、団体のホームページや要覧などで「ポーテージ」「ポーテージプログラム」等の名称を使用することができる。
2. 希望するポーテージ相談認定団体に「ポーテージ相談認定団体証」を発行する。
3. ポーテージ相談認定団体は1年毎に更新するものとする。
4. ポーテージ相談認定団体が条件を満たさなくなったとき、また本協会が不適格と認めたとき、ポーテージ相談認定団体の認定は取り消される。

様式集

様式名		様式に対応する規程とページ番号	
届出	1 スーパーバイズ同意書	認定NPO法人日本ポータル協会契約相談員に関する規程	13ページ
届出	2 ポータル相談委嘱契約解除届	認定NPO法人日本ポータル協会契約相談員に関する規程	14ページ
届出	3 認定相談員資格返納届	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員に関する規程	16ページ
届出	4 認定スーパーバイザー資格返納届	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーに関する規程	24ページ
届出	5 事例研究会開催計画書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則	26ページ
届出	6 認定スーパーバイザーと学ぶ学習会開催計画書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則	26ページ
申請	1 認定相談員資格取得猶予申請書	認定NPO法人日本ポータル協会契約相談員に関する規程	14ページ
申請	2 認定相談員資格認定申請書	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	17ページ
申請	3 認定相談員審査のための事例報告書（資格取得）	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	17ページ
申請	4 課題分析シート	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	17ページ
申請	5 活動チャート	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	17ページ
申請	6 ポータル早期教育プログラム発達経過表	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	17ページ
申請	7 認定相談員資格更新申請書	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	18ページ
申請	8 認定相談員審査のための事例報告書（資格更新）	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	18ページ
申請	9 認定相談員資格更新猶予申請書	認定NPO法人日本ポータル協会認定相談員の審査にあつての実施細則	20ページ
申請	10 認定スーパーバイザー資格認定申請書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの審査にあつての実施細則	27ページ
申請	11 認定スーパーバイザー資格更新申請書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの審査にあつての実施細則	27ページ
申請	12 認定スーパーバイザー資格更新猶予申請書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの審査にあつての実施細則	27ページ
申請	13 団体会員入会・継続申込書	認定NPO法人日本ポータル協会ポータル相談を行う団体に関する規程	29ページ
報告	1 認定スーパーバイザー活動報告書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則	26ページ
報告	2 認定スーパーバイザー年間活動報告書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則	26ページ
報告	3 ケースカンファレンス等実施報告書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則	26ページ
報告	4 認定スーパーバイザーと学ぶ学習会実施報告書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する実施細則	26ページ
契約	1 ポータル相談委嘱契約書	認定NPO法人日本ポータル協会契約相談員に関する規程	14ページ
契約	2 スーパーバイジング事業委嘱契約書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーの業務と契約に関する規程	25ページ
契約	3 認定スーパーバイザーによるスーパーバイズに関する契約書	認定NPO法人日本ポータル協会スーパーバイジング事業規程	11ページ
推薦	1 認定スーパーバイザー推薦書	認定NPO法人日本ポータル協会認定スーパーバイザーに関する規程	23ページ

スーパーバイズ同意書

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会
会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

・認定スーパーバイザー、認定相談員 (A) _____ は、「ポーターゲ早期教育プログラム初級研修セミナー受講修了証」または「ポーターゲ早期教育プログラム中級研修セミナー受講修了証」を有する相談員
(B) _____ の行うポーターゲ相談に対し助言、指導を行うことに同意します。

・(B) は (A) の助言・指導を半年に 1 度以上受けて、ポーターゲ相談を行うことに同意します。

(A) 住所 _____

氏名 _____ 印

(B) 住所 _____

氏名 _____ 印

ポータル相談委嘱契約解除届

認定 NPO 法人日本ポータル協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

契約相談員氏名 _____ ㊞

私、契約相談員 _____ は、下記の理由により、_____ 年 _____ 月 _____ 日 を以て、認定 NPO 法人日本ポータル協会とのポータル相談委嘱契約の解除を届出ます。

理 由

認定相談員資格返納届

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

認定相談員氏名 _____ ㊞

私、認定相談員 _____ は、下記の理由により、_____ 年 _____ 月 _____ 日を以て、認定相談員資格を返納いたします。

理 由

認定スーパーバイザー資格返納届

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

認定スーパーバイザー氏名 _____ ㊞

私、認定スーパーバイザー _____ は、
下記の理由により、 _____ 年 月 日 を以て、
認定スーパーバイザー資格を返納いたします。

理 由

事例研究会開催計画書

認定NPO法人日本ポーターゲージ協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

申請者（認定スーパーバイザー）名 _____

ご連絡先電話番号 メールアドレス（添付ファイルが送受信できるもの）	
事例研究会の名称や内容	
開催日時	
開催場所	
開催形態	
受講対象者 （例：〇〇支部会員・〇〇センター職員等）	
受講予定者数	
徴収参加費（案）	
必要費用	
申請者以外の認定スーパーバイザーが関わる ときは記入下さい	
備考（日本ポーターゲージ協会の支援が必要な事項、ご質問その他ありましたらご自由に記入ください）	

備考（日本ポータージ協会の支援が必要な事項、ご質問その他ありましたらご自由に記入ください）

認定スーパーバイザーと学ぶ学習会開催計画書

認定NPO法人日本ポーテージ協会
会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

申請者氏名 _____

ご連絡先 メールアドレス (添付ファイルが送受信できるもの)	住所： TEL： Mail：
テーマ名 (内容を具体的にご記入ください)	
開催日時	
開催場所	
開催形態	☐ 対面開催 ☐ オンライン ☐ そ の 他 具 体 的 に _____
受講対象者	☐ 初級研修セミナー受講者 ☐ 中級研修セミナー受講者 ☐ 認定相談員 ☐ その他 具体的に _____
受講予定者数	名
徴収参加費（案）	一般 円 会員 円 契約相談員 円
必要費用	
申請者以外の認定スーパーバイザーが関わる ときは記入下さい	

備考（日本ポータージ協会の支援が必要な事項、ご質問その他ありましたらご自由に記入ください）

認定相談員資格取得猶予申請書

認定 NPO 法人日本ポータルページ協会

会長 清水 直治殿

西曆 年 月 日

契約相談員氏名 印

私、_____は、下記の理由により、「認定 NPO 法人日本ポータル協会契約相談員に関する規程」第 4 条 1 に定められた期間内に認定相談員の資格取得ができませんので、今後（※ 1 年間 2 年間 ）の猶予を認めていただきたく、ここに申請いたします。

※どちらかを丸で囲んでください

理 由

認定相談員資格認定申請書

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会
会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

申請者氏名 (ふりがな)	昭和・平成・西暦	年	月	日生
住 所 〒 ()				
所属支部 又は勤務先				

初級研修セミナー受講修了証取得		年	月	日
中級研修セミナー受講修了証取得		年	月	日
これまでに ポーターゲ早期 教育プログラム で指導した 事例数	集 団 指 導	件		
	個 別 指 導	家庭訪問	件	
		派 遣	件	
		園・事業所等	件	
		電話・メール	件	

職歴・資格などご自由にお書き下さい（現在のポーターゲ指導状況等も）

--	--	--	--	--

6. 指導経過

(各発達領域の行動目標と指導の経過・結果など)

7. 子どもの発達状況についての特記事項

8. 親・家族への支援について

9. 他機関との連携について

10. 指導上の問題点と今後の方針

課題分析シート

年 月 日

氏名	年 月 生まれ (CA 歳 月)	相談員
発達領域 番号 チェックリストの行動目標	指導場面	
行動目標（4つの要素を含むこと）		
課題分析（各ステップに番号を 1 から順につける）		
指導する時に気をつけること	教材・教具	
強化手続きとその効果の確認		

活動チャート

子どもの名前 _____

相談員名 _____

記録者 _____

指導期間 年 月 日～ 月 日

行動目標
領域 _____ No. _____
標的行動

記録の方法

指導の方法

申請・様式6
(リニューアル版)

6ヶ月		45	
		40	
		35	
		30	
		25	
		20	
		15	
		10	
5			
月 齢	カード 番号	乳児期の発達	

6	85		85		100		110		130
		80							
		75							
5	70		75		80		85		105
		65							
4	60		65		60		65		90
		55							
	</								

申請・様式6

4ヶ月	45	
	40	
	35	
	30	
	25	
0ヶ月	20	
	15	
	10	
	5	
月齢	カード 番号	乳児期の発達

認定相談員資格更新申請書

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

申請者氏名

認定相談員認定番号 第 号

住所

所属

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会認定相談員の資格を更新のために

- ・相談・指導の 1 事例 を添えて申請します。
- ・レポート（①②いずれかに○をつけてください）

- ① 認定相談員事例研究会において協議された事項について、例えば、他の参加者の事例報告に関する自分の意見や考えを述べる、あるいは他の参加者の事例報告に関する見立てやその事例における課題分析や活動チャートを作成する等を内容とする 2,000 字程度のレポート。
- ② ポーターゲ相談に代わるポーターゲプログラムに関する認定相談員としての実践報告や、ポーターゲプログラムに関する研究の論評などを内容とする 2,000 字程度のレポート。

レポートを提出する理由

更新申請までの 5 年間の活動状況について

1. 相談・指導した子どものおよその人数と子どもの特性について：

（例：ダウン症 ○名、自閉症スペクトラム ○名 等）

2. 相談場所・形態について： 該当するものに○をつけてください。

- ・本部
- ・支部
- ・家庭訪問
- ・児童発達支援事業関係
- ・その他 ()

3. 認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会の研修への参加：(認定相談員事例研究会、ポーターゲフォーラム、ポーターゲ相談のための基礎講座等、研修名および年度、回数等を記入してください。(例：第 42 回認定相談員事例研究会 2020 年 10 月)

研修名	年 月		

4. その他

(1) 上記 3 以外の認定相談員としてのあなたのこれまで 5 年間のポーターゲプログラムに関する活動状況についてお書き下さい。(例えば、支部主催の講演会に参加等)

(2) ポーターゲ相談の在り方についてご意見、ご要望がありましたらお書きください。

- (3) 認定 NPO 法人日本ポーテージ協会の活動についてご意見・ご要望がありましたらお書きください。

5. ポーテージ活動以外の関連する資格などがありましたらお書きください。

以上

認定相談員審査のための事例報告書（資格更新）

西暦 年 月 日

申請者氏名

1. 基本的情報

*子どもの名前 (男・女) 年 月生 (CA :)

*診断名・子どもの特性

*発達検査・心理検査等結果:【有・無】(「有」の場合は検査名・実施年月日とその時のCA、結果DA(MA),DQ(IQ)等を記入):

([無]の場合は理由を記入):

*家族構成

2. 生育歴

*妊娠中 出生時(分娩の状況など) 体重 g

*首のすわりCA 寝返りCA お座りCA はいはいCA

一人歩きCA 初語CA

3. 医療歴・相談歴・教育歴 ポーテージ相談について記入

年月	CA	機関名	事項

4. ポーテージプログラムによる指導 使用したプログラムの□にチェックをつけてください。

□ポーテージ早期教育プログラム □新版ポーテージ早期教育プログラム

*指導開始 年 月(CA :) *相談頻度 週1回 ・ 月2回 ・ 月1回 ・ その他 () *相談場所 家庭訪問・その他() *指導形態 個別 ・ グループ ・ 個別とグループ *子どもの指導の場 家庭 ・ 園 ・ 家庭と園

5. 指導経過(初回アセスメントから現在までの指導経過を時系列に沿ってポーテージプログラムを中心に記述)

6. 現在の状況

	現在の状況	行動目標	指導の留意点
乳児期の発達			
社会性			
言語			
身体自立			
認知			
運動			

7. 子どもの発達状況についての特記事項

8. 親・家族への支援について

9. 他機関との連携について

10. 指導上の問題点と今後の方針

認定相談員資格更新猶予申請書

西暦 年 月 日

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会

会長 清水 直治 殿

認定相談員氏名 _____ ㊞

私、認定相談員 _____ は、下記の理由により、「認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」第 5 条に則り、1 年間の認定相談員資格更新猶予をここに申請いたします。

理 由

認定スーパーバイザー資格認定申請書

認定NPO 法人日本ポーターゲージ協会

会長 清水 直治 殿

西暦

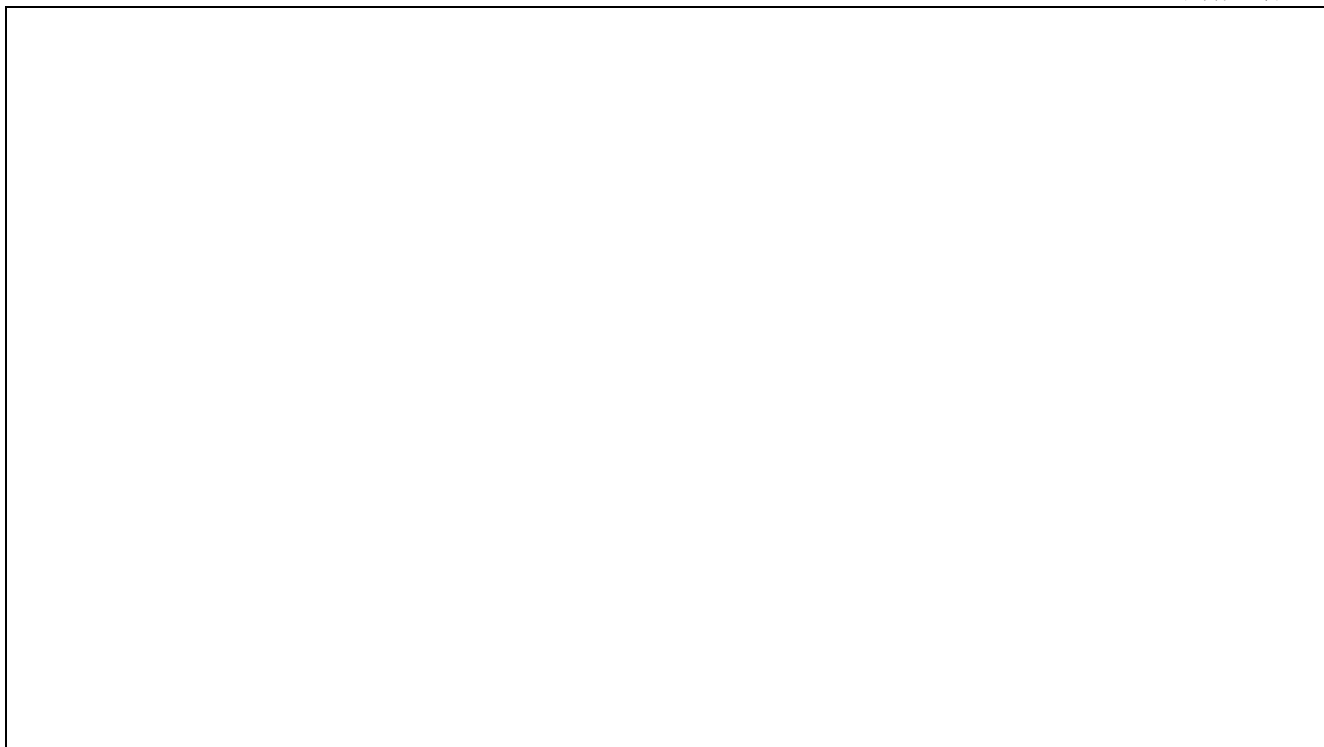
年

月

日

申請者氏名（ふりがな）	昭和・平成・西暦	年	月	日生
住 所 〒				
連絡先 電話 ・ E-Mail など				
所属支部				
勤務先				

認定相談員資格取得年月日	昭和・平成・西暦	年	月	日
認定相談員番号				
認定相談員としての活動状況について 2000 字程度 で自由に記載してください。				

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the upper half of the page. It is intended for the applicant to provide details for their application.

認定スーパーバイザー資格更新申請書

認定 NPO 法人日本ポーター協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

申請者氏名（ふりがな）	昭和・平成・西暦	年	月	日生
住 所 〒				
連絡先 電話 ・E-Mail など				
所属支部				
勤務先				

認定スーパーバイザー資格取得年月日	昭和・平成・西暦	年	月	日
認定スーパーバイザー番号	第	号		

<認定スーパーバイザーとしての活動状況を 2,000 字程度で記載してください>

--

認定スーパーバイザー資格更新猶予申請書

認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会

会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

認定相談員氏名 _____ ㊞

私、認定スーパーバイザー _____ は、
下記の理由により、「認定 NPO 法人日本ポーターゲ協会
認定スーパーバイザーの審査にあたっての実施細則」第
5 条に則り、1 年間の認定スーパーバイザー資格更新猶
予をここに申請いたします。

理 由

団体会員入会・継続申込書

認定NPO法人日本ポーターゲージ協会
会長 清水 直治 殿

西暦 年 月 日

認定NPO法人日本ポーターゲージ協会の定款、並びに諸規程の遵守事項を了解のうえ、下記により団体会員に入会します。			
団体会員名（事業所名をお書きください） 印			
(指定都道府県・市)		事業所番号	
事業所設置団体種別（例：NPO法人・社会福祉法人・有限会社 等）・設置団体名			
設立年月日	年 月 日	構成人員数	人
代表者氏名	事業所の所在地 〒		
電話番号：		FAX：	
Email：			
ホームページ：			
団体のサービス内容：			
団体所属のポーターゲージ相談員氏名 もしくは委嘱した外部のポーターゲージ相談員氏名 相談員の種別について ☒ マークをつけてください *内＝職員 外＝委嘱 **認定SV＝認定スーパーバイザー			
1.	内・外*	☐ 認定SV** ☐ 認定相談員 ☐ 中級セミナー受講修了者 ☐ 初級セミナー受講修了者	
2.	内・外	☐ 認定SV ☐ 認定相談員 ☐ 中級セミナー受講修了者 ☐ 初級セミナー受講修了者	
3.	内・外	☐ 認定SV ☐ 認定相談員 ☐ 中級セミナー受講修了者 ☐ 初級セミナー受講修了者	
4.	内・外	☐ 認定SV ☐ 認定相談員 ☐ 中級セミナー受講修了者 ☐ 初級セミナー受講修了者	
5.	内・外	☐ 認定SV ☐ 認定相談員 ☐ 中級セミナー受講修了者 ☐ 初級セミナー受講修了者	
行っているポーターゲージ相談 やポーターゲージプログラムを 使用した発達支援活動につ いて具体的にお書きくださ い			
支部を結成している団体は 支部名をお書きください			
添付資料	☐ パンフレット ☐ ホームページのコピー ☐ その他団体の参考となる資料		
日本ポーターゲージ協会のHPや要覧などに団体会員としてとして貴団 体の名称を使用することの可否について		可 ・ 否	

認定スーパーバイザー活動報告書

西暦

年

月

日

認定NPO法人日本ポーテージ協会

会長 清水 直治 殿

認定NPO法人日本ポーテージ協会の認定スーパーバイザーとして、以下の業務を遂行いたしましたので、ここに報告します。

認定スーパーバイザー氏名

㊞

業務名：（例：〇〇研修会での講師 ・ 認定相談員へのスーパーバイズ 等）

業務年月日 時間

年

月

日

時間

業務を行った場所

業務対象の人数（例
研修会の参加人数など）

◆行った業務の内容と成果

認定NPO法人日本ポーターシ協会
会長 清水 直治 殿

認定スーパーバイザー氏名

印

業務年月日	業務の場所	業務の内容	対象者	備 考
例) 2020年4月20日 2020年7月10日	〇〇支部相談室 〇市 〇〇ホール	認定相談員のスーパーバイズ 研修会 講師	1 名 50 名	定期的に行った 〇市社会福祉協議会主催

認定NPO法人日本ポーターゲ協会
会長 清水 直治 殿

ケースカンファレンス等実施報告書

テーマ		
開催者		
開催日時	年 月 日 () : ~ :	
開催場所		
参加人数		
配布資料等	配布した資料がありましたら添付してください	
<実施報告> ご自由にお書きください		
事務局使用欄 1		事務局使用欄 2

西暦 年 月 日

認定NPO法人日本ポーテージ協会
会長 清水 直治 殿**認定スーパーバイザーと学ぶ学習会実施報告書**

テーマ			
開催者			
開催日時	年 月 日（ ） ： ～ ：		
開催場所			
参加人数			
配布資料等	配布した資料がありましたら添付してください		
＜実施報告＞ ご自由にお書きください			
事務局使用欄 1		事務局使用欄 2	

ポータージ相談委嘱契約書

認定 NPO 法人日本ポータージ協会（以下、本協会という）は認定相談員、並びに「ポータージ早期教育プログラム初級研修セミナー」及び「ポータージ早期教育プログラム中級セミナー」の受講修了証を有し『ポータージ早期教育プログラム』を用いてポータージ相談を行う者と、下記のように契約を締結する。

契約を締結した者に、本協会が承認した認定 NPO 法人日本ポータージ協会契約相談員（以下「契約相談員」という）として、本協会の行う『ポータージ早期教育プログラム』を用いたポータージ相談事業の一部を委嘱し、委嘱状を発行する。

第 1 条 認定 NPO 法人日本ポータージ協会主催の研修セミナー受講修了証を有する者、または認定相談員であること。

- ・初級研修セミナー受講修了証 第 _____ 号
（助言・指導を受ける認定相談員、または認定スーパーバイザー氏名 _____ ）
- ・中級研修セミナー受講修了証 第 _____ 号
（助言・指導を受ける認定相談員、または認定スーパーバイザー氏名 _____ ）
- ・認定相談員証番号 第 _____ 号 取得の私 _____ は、

本協会の行う相談事業の一部として本協会が定めた「認定 NPO 法人日本ポータージ協会相談事業規程」に則り、『ポータージ早期教育プログラム』を用いたポータージ相談を行う。

第 2 条 第 1 条による『ポータージ早期教育プログラム』を用いた個別相談により、被相談者等から相談料及び関係する費用等を受領することができる。相談料及び関係する費用等は「相談事業における料金について」によるものとする。

第 3 条 第 2 条により受領した相談料及び関係する費用等のうち一定額を本協会に納入する。納入金の額は「相談事業における料金について」によるものとする。なお、納入金は契約相談員が 3 か月ごとに集計して本協会に納入する。

第 4 条 契約相談員としての契約期間は、本協会が委嘱状を発行した日から 1 年間とし、双方より契約解除の申し出がない限り、自動的に更新するものとする。

第 5 条 本協会が契約相談員として不適格と認めた場合には、契約を取消することができる。

ここに契約相談員として契約が成立した証として、本契約書を 2 通作成し、当事者が署名捺印のうえ、各 1 通を所持する。

西暦 年 月 日

ポータージ相談員
住所

氏名 印

認定 NPO 法人日本ポータージ協会
会長 清水 直治 印

スーパーバイジング事業委嘱契約書

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は認定スーパーバイザーまたは認定相談員の資格を有し、『ポーテージ早期教育プログラム』等を用いてスーパーバイジング事業を担う者と、下記のように契約を締結する。

契約を締結した者に、本協会の行うスーパーバイジング事業の一部を委嘱し、委嘱状を発行する。

第 1 条 認定スーパーバイザーまたは認定相談員

・認定相談員証番号 第 _____ 号 取得の私 _____

・認定スーパーバイザー証番号 第 _____ 号 取得の私 _____

は、本協会の「NPO 法人日本ポーテージ協会スーパーバイジング事業規程」に則り『ポーテージ早期教育プログラム』等の適用についての助言・指導を求める個人・団体に対し、助言・指導を行う。

第 2 条 第 1 条による『ポーテージ早期教育プログラム』等の適用に関する助言・指導により、助言・指導を受けた個人・団体からスーパーバイジング料を受領することができる。スーパーバイジング料は「スーパーバイジング事業における料金等について」によるものとする。

第 3 条 スーパーバイジング事業により得た報酬のうちの一定額を納入するものとする。納入金の額は「スーパーバイジング事業における料金等について」によるものとする。

第 4 条 スーパーバイジング事業の委嘱に関する契約の期間は、本協会が委嘱状を交付した日から 1 年間とする。

第 5 条 契約は双方に異議がない限り 1 年毎に自動的に更新するものとする。

第 6 条 本協会が認定スーパーバイザーとして不適格と認めた場合には、契約を取消することができる。

契約が成立した証として、本契約書を 2 通作成し、当事者が署名捺印のうえ、各 1 通を所持する。

西暦 年 月 日

認定相談員・認定スーパーバイザー

住所

氏名

印

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会

会長

清水 直治

印

認定スーパーバイザーによるスーパーバイズに関する契約書

_____が運営する_____（以下、甲という）と、認定 NPO 法人日本ポータージ協会（以下、乙という）は、甲が、ポータージ相談及び『ポータージ早期教育プログラム』等（以下、ポータージプログラムという）を用いたポータージ相談及び関連する業務（以下、ポータージ相談等という）を行うにあたり、乙が認定した認定スーパーバイザーに委嘱状を交付し、甲に派遣してスーパーバイズを行うために、以下の条項により契約を締結する。

- 第 1 条 認定スーパーバイザーとは、「認定 NPO 法人日本ポータージ協会認定スーパーバイザーに関する規程」の第 2 条に規定する認定スーパーバイザーであり、甲における相談事業の質の維持・向上を図るために、甲と協議のうえ業務を行う。
- 第 2 条 甲は、派遣された認定スーパーバイザーがスーパーバイズを行った際、「スーパーバイジング事業における料金等について」に規定するスーパーバイジング料を乙に支払うものとする。派遣された認定スーパーバイザーは、スーパーバイズを実施した都度、乙に対し、認定スーパーバイザー活動報告書（報告・様式 1）を提出する。
- 第 3 条 甲は、前条によるスーパーバイジング料を 3 カ月ごとに集計して、乙に支払うものとする。支払いは、以下の乙の郵便振替口座に入金するものとし、振込手数料は甲が負担する。
- 郵便振替 00190-5-116624
加入者名 日本ポータージ協会
- 第 4 条 この契約の期間は、西暦 年 月 日から 年 月 日までとし、以後甲乙異議のない場合は、更に 1 年間更新されるものとする。それ以降の契約期間の更新についても同様とする。
- 第 5 条 乙および派遣された認定スーパーバイザーは、スーパーバイズを行うにあたり守秘義務を順守し、知り得た個人情報等を厳重に管理する。契約終了後もまた同様とする。
- 第 6 条 この契約について、定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

西暦 年 月 日

甲 (住 所)
(団体名)
(代表者) 印

乙 東京都杉並区和田3-54-5
認定NPO法人日本ポーターゲ協会
会長 清水 直治 印

のポータル相談等に関するスーパーバイジング料規定

認定 NPO 法人日本ボーテージ協会は、「スーパーバイジング事業における料金等について」並びに「相談事業及びスーパーバイジング事業における交通費について」に則り、_____が行う相談事業に関するスーパーバイジング料及び交通費等について下記の通り規定する。

基本料金

認定スーパーバイザー 1 人 1 時間当たり 円

付帶費用

交通費 _____ が実費負担とする。

教材・教具等 _____ が実費負担とする。

以上

西曆 年 月 日

住所
団体名

代表者 

認定スーパーバイザー推薦書

西暦 年 月 日

認定 NPO 法人日本ポーターゲージ協会
会長 清水 直治 殿

私は、認定相談員 _____ を下記の理由により認定スーパーバイザーに推薦いたします。

〔推薦理由〕

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印